

第 8 地域医療事業



献血キャラクター

けんけっちゃん



1 献血事業

(1) 入間市献血推進協議会

ア 目的

献血思想の普及及び献血者の組織化を図り、安全な血液の確保及び供給をすることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

ウ 対象

16歳～69歳の健康な方

200ml 献血（16～69歳で体重が男性45kg、女性40kg以上の方）

400ml 献血（18～69歳で体重が男女とも50kg以上の方）（男性は17歳～）

エ 対応者

関係団体・・・入間市献血推進協議会、各献血協力団体、埼玉県赤十字血液センター

オ 内容

(ア) 献血に対する正しい知識の啓発及び献血思想の普及

(イ) 献血組織の育成及び献血協力団体との連携

(ウ) 献血の年間計画と推進

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	受付者数	200ml	400ml	採血者数
23	63	3,296	482	2,141	2,623
24	60	3,174	545	2,164	2,709

キ 事業の経過

昭和44年3月31日 入間市献血推進協議会設立

市で献血活動が組織的に行われたのは、昭和44年3月に入間市献血推進協議会が発足してからです。これ以前にも市民による自主的な献血活動が行われていましたが、市民の身近な問題として組織的に推進していこうという機運が高まり本格化しました。以来、多くの市民や区長会・自治会、母子愛育会、赤十字奉仕団など各種団体の協力の下に、医療に必要な血液の確保の一翼を担っています。

今年度も、地区や企業献血の推進、広報紙・ホームページ等を活用して献血への協力を呼びかけ、健康福祉センターまつりでは献血事業のPRを行いました。

ク まとめ

血液は生命を維持するために必要不可欠なものですが、人工的に製造したり、長期保存したりすることが不可能なため、献血者の相互扶助によって、輸血用血液を安定的に確保する必要があります。今後少子高齢化がさらに進み、輸血用血液を必要とする方が増加し、将来的には輸血用血液の不足が予測されます。このため、若年層に対する献血への理解・協力を求めて、より一層安定的に血液を確保していく必要があると思われまます。

2 地域医療事業

(1) 在宅当番医制運営事業（初期救急）

ア 目的

入間市民の休日の昼間における初期救急医療を確保することを目的とする。

イ 対象

初期救急医療を必要とする患者

ウ 対応者

委託先・・・(社) 入間地区医師会（平成24年6月入間市医師会と合併）

エ 内容

入間市が在宅当番医制事業を社団法人入間地区医師会に委託。

7病院が輪番制で在宅当番医として、休日の昼間における初期救急医療を行う。

内科と外科を組み合わせて行っている。

診療時間 午前9時～午後5時

小林病院（内科）、西武入間病院（内科）、金子病院（内科）、入間ハート病院（内科）

豊岡第一病院（外科）、原田病院（内科・外科）、豊岡整形外科病院（外科）

オ 実績

単位：人

年度	区分	実施日数（日）	患者数
23		71	3,651
24		72	4,144

カ 事業の経過

平成2年度から平成17年度まで、医療機関が通常診療を行わない休日、夜間における初期救急医療を確保するため、入間市・狭山市・鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町の4市2町が行う在宅当番医制事業等（在宅当番・救急医療情報提供実施事業）を社団法人入間地区医師会に委託（平成18年3月31日をもって終了）。

平成18年度から、休日の昼間における初期救急を確保するため、社団法人入間市医師会（現入間地区医師会）に委託。

平成21年度から、狭山市との協議により狭山市急患センターと在宅当番医の相互利用が可能となりました。

キ まとめ

休日の昼間における初期救急医療への市民ニーズは高く、今後も市内の医療機関で速やかに治療を受けられるよう、継続していく必要があります。

(2) 所沢地区病院群輪番制病院運営事業

ア 目的

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の第二次救急医療（入院治療を必要とする救急患者）に対応する救急医療を確保することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

埼玉県地域保健医療計画、所沢地区病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱

ウ 対象

入院治療を必要とする重症救急患者

エ 対応者

事業者・・・所沢地区の医師会（入間地区医師会、所沢市医師会、狭山市医師会）

オ 内容

協定市 入間市・所沢市・狭山市（幹事市は所沢市）

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内の14病院が輪番制で、休日及び夜間の第二次救急医療を行う。

【平成17年度～】

入間市：原田病院、豊岡第一病院

所沢市：国立病院機構西埼玉中央病院、所沢市市民医療センター、所沢中央病院、
圏央所沢病院（旧吉川病院）、所沢第一病院、所沢明生病院
埼玉西協同病院（H22.8.1～）

狭山市：狭山中央病院、入間川病院、狭山厚生病院、石心会狭山病院（現埼玉石心会病院）、至聖病院

カ 実績

単位：人

区分 年度	当番日数（日）	患者数		
		入院	外来	計
23	437	1,772	10,798	12,570
24	437	1,583	10,725	12,308

区分 年度		入間市	所沢市	狭山市	他市町村	合計
		23	患者数（人）	2,582	5,913	2,342
	負担金（円）	8,117,790	12,805,416	7,794,714		28,717,920
24	患者数（人）	2,829	5,711	2,193	1,575	12,308
	負担金（円）	8,515,605	14,131,550	8,397,325		31,044,480

キ 事業の経過

昭和55年度から、休日及び夜間における第二次救急医療を確保するため、入間市、所沢市、狭山市の3市が協定を結び、所沢地区（所沢市・狭山市・入間市）病院群輪番制として所沢市が幹事市となり実施しています。

診療時間 昼間：午前8時～午後6時

夜間：午後6時～翌朝8時

ク まとめ

市民が安心して暮らせるよう、休日及び夜間における第二次救急医療体制の継続を県に働きかけていきます。

(3) 小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業

ア 目的

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の小児科第二次救急医療を確保することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

埼玉県地域保健医療計画、埼玉県小児救急医療施設運営費補助金交付要綱

ウ 対象

入院治療を必要とする小児の重症救急患者

エ 対応者

協定先・・・入間川病院、国立病院機構西埼玉中央病院、
石心会狭山病院（現埼玉石心会病院）（H24.5.11～）

オ 内容

協定市 入間市・所沢市・狭山市（幹事市は狭山市）

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の小児科第二次救急医療を輪番制で行う。

カ 実績

単位：人

年度	区分	当番日数（日）	患者数		
			入院	外来	計
23		164	48	1,845	1,893
24		209	45	2,016	2,061

単位：人

患者数		国立病院機構 西埼玉中央病院	入間川病院	石心会 狭山病院	計
23	入院	48	0	0	48
	外来	791	1,054	0	1,845
	計	839	1,054	0	1,893
24	入院	44	1	0	45
	外来	732	1,020	264	2,016
	計	776	1,021	264	2,061

単位：円

負担金	入間市	所沢市	狭山市	合計
23	506,753	1,147,884	526,823	2,181,460
24	975,717	2,217,233	1,012,728	4,205,678

キ 経過

平成12年7月1日から施行

平成12年8月28日 西部第一（西）保健医療圏小児科救急医療病院群輪番制病院

運営開始

診療時間 昼間：午前8時～午後6時

夜間：午後6時～翌朝8時

※ 日曜日以外の曜日で祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の場合は、昼間も同じ病院が担当

		平成24年4月まで	平成24年5月から (現在)
日曜日	昼		
	夜		
月曜日			
火曜日		入間川病院	入間川病院
水曜日		入間川病院	入間川病院
木曜日		西埼玉中央病院	西埼玉中央病院
金曜日			石心会狭山病院
土曜日			

ク まとめ

全ての曜日の夜間における小児科の第二次救急医療体制が確保されるよう、県に働きかけていきます。

3 入間市夜間診療所運営事業

(1) 入間市夜間診療所

ア 目的

日曜日、月曜日、木曜日、土曜日の夜間（午後7時30分から午後10時30分まで）における内科及び小児科の初期救急患者の診療を実施する。

イ 根拠・関連法令

入間市夜間診療所条例、入間市夜間診療所条例施行規則

ウ 対象

内科及び小児科における初期救急医療を必要とする者

エ 対応者

委託先・・・(社)入間地区医師会（平成24年6月入間市医師会と合併）

オ 内容

入間地区医師会との委託契約に基づき、12月31日から翌年の1月2日までを除く日曜日、月曜日、木曜日、土曜日の午後7時30分から午後10時30分まで、内科及び小児科の初期救急患者の診療を実施しています。

カ 実績

単位：人

区分 年度	延べ患者数		診療日数（日）			1日あたりの平均患者数			
	23	2,340	日曜	786	206	日曜	51	11.4	日曜
	月曜		389	月曜		51	月曜		7.6
	木曜		428	木曜		52	木曜		8.2
	土曜		737	土曜		52	土曜		14.2
24	2,079	日曜	698	208	日曜	53	10.00	日曜	13.2
		月曜	351		月曜	51		月曜	6.9
		木曜	386		木曜	52		木曜	7.4
		土曜	644		土曜	52		土曜	12.4

キ 事業の経過

休日夜間急患センターの設置要望は、核家族化の進行や共働き世帯の増加等の要因から市民意識調査等の調査結果では毎回上位にランクされ、特に休日の夜間における医療体制への不安は年々増加し大きな問題となっていました。こうした状況の中で、初期救急医療体制の充実を図るため、平成15年度、健康福祉センターに土日夜間診療所を開設しました。

平成21年度4月より、平日にも診療日を拡大し、狭山市と協同で1週間を通した夜間の初期救急医療体制を確保しました。

ク まとめ

夜間の初期救急医療を身近に提供できることは、市民の健康への安心につながり、救急医療体制の整備に貢献しています。

平成21年度からの夜間の救急医療体制

	日	月	火	水	木	金	土
入間市夜間診療所	○	○			○		○
狭山市急患センター			○	○		○	

※診療時間 午後7時30分から午後10時30分まで

休診日 12月31日、1月1日、1月2日

4 その他

(1) 健康福祉センター直行バス運行業務

ア 目的

健康福祉センター来館者の交通手段を確保することを目的とする。

イ 対象

健康福祉センター利用者ほか

ウ 対応者

協定先・・・西武バス株式会社

エ 内容

午前8時から午後6時30分までの間、入間市駅～入間市役所～入間扇町屋団地～西武グリーンヒル～健康福祉センターを1日12往復、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日運行

オ 実績

単位：人

区分 年度	運行日数（日）	輸送人員	1便当たり人員
23	360	71,593	8.29
24	359	74,984	8.71

カ 事業の経過

平成15年4月1日 12往復24便で運行開始（停留所：入間市駅⇄入間市役所⇄健康福祉センター）

平成15年9月1日 入間扇町屋団地と西武グリーンヒルの2か所停留所が増える（停留所：入間市駅⇄入間市役所⇄入間扇町屋団地⇄西武グリーンヒル⇄健康福祉センター）

平成20年4月1日 ダイヤ改正を行う

平成21年4月1日 ダイヤ改正を行う

平成24年4月1日 ダイヤ改正を行う

キ まとめ

健康福祉センター直行バスは、健康福祉センターの立地場所が地理的には入間市のほぼ中心に位置するものの、交通の利便性から見ると不便な場所にあるため、センター利用者に対する交通手段として、センターの竣工に合わせて運行を開始しました。これまでの間、乳幼児、高齢者、障害者と多くの方に利用されています。センター駐車場は、事業やイベントなどの実施日には満車になるため、直行バスは公共交通機関としてセンター来館者の重要な交通手段となっています。センター利用者数が伸びていることと関連して乗客人員は年々増加しています。1便当たりの乗客人員はまだ多いとは言えませんが、今後も直行バスのPRを積極的に行い、より一層の乗客人員の確保に努めていきます。